

障害福祉サービス事業 なかかんの里

短期入所 料金表

令和 8 年 6 月現在

① 介護給付サービスに関する利用料金（A）

短期入所サービス費自己負担額

（単位：円／日）

障害支援 区分 請求区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
福祉型短期入所 サービス費（Ⅰ）	498	498	570	634	767	903
福祉型短期入所 サービス費（Ⅱ）	169	169	235	311	516	589

※障害支援区分によって定められております。

※H30年4月より1単位 10.18 円に変更になりました。

福祉型短期入所サービス費（Ⅰ） 通常の利用された場合。

福祉型短期入所サービス費（Ⅱ） 他の日中活動系サービスを利用された場合。

各種加算（B）

（令和 8 年 6 月現在 部加算は国保連合会の負担になります。ご利用者ご家族様からは頂きません。

加算種類	加算内容	金額
食事提供体制加算	調理業務の委託等、食事提供の体制が整っている場合にいただく費用です。	48単位／日
短期利用加算	利用開始から30日以内のご利用の場合にいただく費用です。	30単位／日
栄養士配置加算（Ⅰ）	常勤の管理栄養士または栄養士が食事管理を行う場合にいただく費用です。	22単位／日
送迎加算	居宅等と短期入所事業所との間の送迎を行った場合に片道につきいただく費用です。	186単位／回
常勤看護職員等配置加算	常勤換算方法で1以上の看護職員を配置している場合。（定員18人以上）	4単位／日
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額の上限管理事務を行った場合にいただく費用です。	150単位／月

※利用者負担の減免について 〔利用者負担に関する月額上限〕

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
一般2	一般1以外の課税世帯	37,200円
一般1	市町村民税課税世帯（年収概ね600万以下）	9,300円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円

②食費・光熱水費に関する利用料金（C）

自己負担額

（単位：円／日）

食事提供 体制加算 対象者	朝 食	昼 食	夕 食	光熱 水費	自己負担額計 (C)	自己負担額 総計 (D)
該当	205	345	275	300	1,125	(A)+(B)+(C)
非該当	370	690	440	300	1,800	= (D)

※食事提供体制加算対象者（受給者証に記載）は、食材料費のみの負担となります。

※食事提供体制加算に管理費が満たない場合食材料費をいただかない場合があります。

おやつ代 （おやつ・乳製品・行事食等）

1 日	110円
-----	------

食費とは別料金になっています。全額自己負担です。

③その他サービスに関する利用料金

自己負担額

項目	料金	備考
理容（カット＋顔そり）	2,500	カットのみは 2,000 円。要予約
特別な食事（出前他）日用品等	実費	要した費用

☆利用料金に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更させていただきます。